

市報かみのやま掲載基準

1 掲載できないもの

- ・政治や選挙活動を目的とするもの
- ・宗教の勧誘を目的とするもの
※神社などを会場とした催しであっても、布教活動に該当しない内容は掲載可。
- ・営利を目的とするもの
※会場利用料・材料代などの範囲を超えた会費のもの、講師本人が生徒を募集するものなどは掲載不可。
- ・個人への通知などで周知が可能なものなど、対象がごく一部に限られるもの
- ・市の品位や公共性、公益性を損なうおそれのあるもの
- ・人権を侵害する表現や不利益を与えるもの
- ・事実誤認や虚偽、誇大な表現であるもの
- ・旅行業法に抵触するもの
- ・掲載意図や内容が不明確なもの
- ・同月に配布する全戸配布・隣組回覧と同一の内容のもの
- ・その他、広報担当課長が掲載を不相当と認めたもの

2 掲載の優先順位

次の項目を多く満たすものなどを優先し、広報担当課で掲載記事を検討する

- ・主催者（依頼者）が上山市内の団体・個人であるもの
- ・上山市内で開催されるもの
- ・市及び官公庁が後援するもの
- ・市民生活に大きな影響を与えるものや緊急性のあるもの

3 その他

- ・掲載依頼をする場合は内容を確定の上、申し込みをすること。他の依頼者の迷惑につながる大幅な変更やキャンセルはしないこと
- ・掲載後に苦情等があったものや掲載内容に虚偽があったものについて、今後の掲載を見合わせる場合がある
- ・掲載依頼を受け付け、掲載が可能となった場合は、担当から FAX やメールで掲載案を送信する。指定の期日まで確認の上、訂正の有無について記載し返送すること

4 施行

この掲載基準は、令和3年10月号掲載分から適用する